

## 広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県代表監査委員職務代理者 高 橋 義 則

### 広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「調整監」を「参事」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「監査主任主査」を「主幹」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「監査主査」を「主査」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同条第七項中「調整監」を「参事」に、「の総合調整に関する事務に従事」を「を総括及び整理」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「監査主任主査」を「主幹」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「監査主査」を「主査」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「主任主事及び」を削り、同項を同条第十二項とする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。